2017年5月31日 (水) 18:30~20:00 ホテルポールスター札幌 2階 「コンチェルト」

## 第3回「憲法学集会」

## 「共謀罪の危険性」

講 師:上田 絵理 氏(弁護士)

対談者: 浅野 一弘 氏(札幌大学法学部 教授)

こんにちは。弁護士の上田と申します。弁護士として活動を始めて 10 年くらいになります。憲法 改正の話などが平成 24 年に自民党が改正草案を発表したりして、この頃から「このままではいけない」とあちこちで勉強会などが開催され、私も招いていただいて話をさせていただくという機会をいくつか得ていたところです。今、憲法改正をする事と同じくらい危険なのではないかと思える共謀罪について議論されていて、すでに衆議院を通過してしまったというとても悔しい状況にありますが、これを機に私もあちこちから呼ばれ話す機会が増えていて、皆さんと問題点について共有をして、これからの運動、問題点について反対の声を上げていくに当たって少しでも役に立てる点があればと思っています。講演は 40~50 分、その後浅野先生との対談をしながら、勉強を兼ねていただければと思っています。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今日配布させていただきましたレジュメに沿って話を進めさせていただきたいと思っ ています。共謀罪の法案については三度も提案され廃案するという事が繰り返されてきましたが、 その大きな問題点として冒頭のご挨拶の中にもありましたが、国民の知る権利、発言・行動を起こ す権利、そういったものを大きく侵害する危険が潜んでいるという事で、ずっと問題視され廃案に なっていたわけです。今議論をされているテロ等準備罪についても、全く同様の問題が消えていな くて、このままこの法律が成立をしてしまうと今まで多くの人たちが問題を提起していた事につい て、まさにその危険な状態が起きてしまうのではないかという事が懸念されるところです。共謀罪 と呼んでいますが、テロ等準備罪、そういったものは刑法で規定されている色々な犯罪類型の中の 一つの犯罪ということになっていくわけです。もともと今ある刑法については大きな原則に基づい て、その考え方の中で色々な殺人罪や窃盗罪などの犯罪が規定されています。その刑法の原則にも 大きく反するのではないか、というところが今の共謀罪では問題視されているところでして、その 観点から、まずは刑法の原則について押さえておきたいと思います。刑法は「犯人のマグナカルタ」 と言われており、それは「法律がなければ犯罪はない、法律なくして刑罰なし」と考えられていま す。刑罰というのは国家権力に基づく個人の最大の権利侵害を及ぼす行為という事になります。つ まり、その人の生命身体の自由を奪っていったりということになりますので、そういった国家権力 の発動する場面については、十分に法律で規定した犯罪について、又、法律で決められた刑罰の範

囲でしか人権の侵害の刑罰が科せないという事が刑法の原則的な考え方という事になります。それ は、罪刑法定主義と言われていて、罪刑というものはあらかじめ法律で定められていなければなら ないという事が大原則です。このように国家の刑罰権の発動をするためには、この法律という枠組 みをきちんと設定して、その中でしか行使できないという意味で、それが一つの人権保障の砦にも なっているということになります。この、罪刑法定主義から導かれる諸原則としてこの四つのこと が挙げられています。一つは、今申し上げましたように罪刑については法定しておかなければなら ない。刑法にはどういった行為が犯罪にあたるのかという事が明確に規定されています。人を殺し てはいけない、人のものを盗んではいけない、こういった行為をしたときには刑罰権が行使される という事で、そういった規定があるから逮捕されたり、裁判になったり、そして刑務所に行くとい うことになっていきます。又、罪刑については均衡を保たなければいけないという事で、一定の犯 罪のその重さなどによって課される刑罰について、一定程度明記されているというところです。ま た、類推解釈の禁止という事も、この罪刑法定主義の中から導かれる原則という事になります。類 推解釈という事とはどういったものかという事についてですが、民法とか個々人の間での権利義務 関係を規定する民法とか、他にも労働者と経営者との権利関係を義務付ける労働法の世界とか、そ ういったものの中には類推適用・類推解釈という事がなされている事があります。例えば、労働の 世界で言いますと、解雇権の乱用法理というものがあり、正規の期限の定めがなく雇われている方 が、一方的に解雇されるという場面についてはきちんとした合理的な理由があるという事と、解雇 しなければならないだけの相当な理由がないと解雇は有効にならないというそういった条文が規定 されています。今までは、そういった正規の、期限の定めがない中で解雇される時にそういった考 え方が使われていたのですが、その後問題になってきたのが、有期契約の場合でも一年で更新をし てある程度更新をしていくようになると、また更新をしてもらえるのではないかという期待が生じ てくる、そういう中で、一定程度期待が生じてきている時に次は更新しません、これは雇止めと言 いますが、そういった場合も正規の労働者の場合と同じように類推適用をしてきちんとした理由が あるのか、雇止めをしなければならないような状況にあるのか、そういった事を慎重に見て雇止め の有効性を判断しようというような類推解釈、本当は正規の方たちの解雇の場面だったところが有 期の方の雇止めの場面でも拡大して考えましょうというような事が裁判例上でもずっと考えられて いました。今はその点についても法定化されてきているわけですが、又それも類推解釈をして言っ ていいよという事が前提になっていて、そういった実態に合わせて法律ができてきたという事が言 えます。ただ、この刑法の世界では人を殺してはいけないとか、物を盗んではいけないとかそうい った事について少し解釈を広げてこういった場合も該当するのではないかとか、もう少し適用範囲 を広げて似たような場面だから刑罰権を発動しましょうといった事は、絶対にしてはいけないとい う事になっています。それだけきちんとした、明確な形で刑罰というのが法定をして、その行為に 違反をした時に限って刑罰権が初めて発動できる、そういうようなきちんとした解釈の下で、一切 許さないという事がこの罪刑法定主義という考え方から出てくるという事になっています。そうい う意味でも、不当な人権侵害がなされないという事がこの原則から導かれているという事が言えま す。又、事後法の禁止というのは、今までは犯罪行為ではなかったものが、後から法律を作り、遡 って「もう実は、その行為は悪い事になったので」と、刑罰を課す。そういう事は許されないとい う事になっています。あくまでも今自分が生活をしている場面で何が禁じられているのか、その法 規範に違反した時に限って適用されるという事が、この罪刑法定主義から導かれる諸原則と考えられています。このような刑法の保障機能からは明確性の原則という事が言われていまして、事前に、自分がやってはいけない行為とは何なのかという事が明確でなければならない。そして、その規範についてはそれを乗り越えないように、自分を自制して犯罪行為に至らないようにという事をできること自体が、人権保障の観点から必要であると考えられています。ですからこのように絶対権者である政府と言いますか国家権力が恣意的に刑罰権を行使してはいけないという事がなしえるように、刑法というのはこの罪刑法定主義の下で、そういった原則の下で定められているという事にないます。又、内心は裁かないという事で、どんなことを考えてもその内心自体を処罰するという事はなされないという事になっています。ですので、また新たにこの刑事立法として犯罪類型を作ってそれに刑罰権を課すという事になる場合には、この罪刑法定主義、明確性の原則、こういったものに適合するのかどうかという事については厳しく審査をしていく必要があるとされています。

では、今問題になっている共謀罪というのは、どういった犯罪を処罰の対象にしようとしている ものなのかについて確認をしておきたいと思います。共謀罪については簡単に言うと、犯罪の実行 を「合意」した事、これが処罰される事になります。犯罪行為が実行されるまでの過程を大きく分 けますと、①~④です。一つは犯罪の合意をするという事。共謀するという事からスタートします。 そしてその後に具体的な準備に移り、それは予備という段階になります。さらに犯罪行為の実行に 着手をする、この時点で未遂という事になります。既遂というのは、犯罪の結果の発生という事に なります。例えば、誰々という人を殺そうという事を考える。そういった合意をする段階が①合意 をするという事になります。それで、包丁を買ってきて殺害をできるよう準備をする、これは予備 という事になります。そしてそれを実際に持って行って襲い掛かろうとする、そうなってくるとそ れは犯罪の実行に着手をしたという事でそれは未遂という事になってきます。そして実際に殺害行 為をしてしまった、その方が亡くなってしまったという事になると、犯罪の結果が発生したという 事で既遂という段階を辿っていきます。現行の刑法の中ではこの既遂という事があって処罰をする という事が原則という事になっています。ただ、その中でも犯罪が、たくさん類型がありますけれ ども、一定の犯罪結果が重大な犯罪については例外的に未遂の段階で処罰をする事が出来るとなっ ています。たくさんの刑法だけでも色々な犯罪が規定されているのですが、その中でも未遂が処罰 対象となっているのは例外的な場面という事になっています。さらにその例外の例外として予備の 段階でも処罰されるという事が定められているのですが、これは予備罪というものですが、これは もっともっと例外的な場合という事になります。放火罪とか殺人罪、強盗、こういったものは重大 な結果を生じさせるという事で予備罪の規定もあるところですが、これも例外の例外の犯罪類型と いう事になります。さらにこの例外の例外の例外となるものがこの共謀の時点で処罰をするという 事になってきます。例えば今でも、内乱罪とか、外患のような国家転覆事犯、こういったものは共 謀だけでも処罰をする構造となっています。内乱罪は政府の転覆、国家の基本的な組織を不法に変 革、破壊する目的で暴動を起こすような罪、このような事を行うという事で共謀していく事になり ますと処罰の対象になりますが、これは本当に例外の例外の例外の場面なので極めて限定的なもの という事になっています。最後に特定秘密保護法の事についても若干触れさせていただきますが、 特定秘密保護法では実は特定秘密を漏らす行為を共謀するという事についても処罰対象としていて、 この法律が色々問題となった時にも処罰範囲が広すぎるのではないかという事が議論になっていたのですが、それはまさに今お話をしました通り、共謀の段階から処罰対象にしようという事で、非常に処罰範囲が広がりすぎるという事が問題視されていた事の由縁という事になります。

では今、共謀という極めて例外的にしか定めてなかった点について、277の犯罪においてこれを成 立させようとしているわけですが、そういった立法を必要とする社会的事実とは何なのかという事 を押さえておきたいと思います。今言われているところは、越境組織犯罪防止条約というものを批 准するにあたっては、国内法で共謀罪の制定が必要だという事が言われています。安倍首相は、今 国会で成立させないと東京オリンピック・パラリンピックの開催が危ぶまれるというような事も言 われているところですが、ただ、この条約については、実は国際的な経済犯罪などこういった事の 取り締まりを目的とするものです。そうすると今の277の罪について果たして共謀罪の成立が必要 になるのかという事は、本来ならばきちんと議論をされていなければならないところだと思います が、その点については明確な形で話がされていないと思います。またこの条約の34条1項というと ころで「締約国は、この条約に定める義務の履行を確保するため、自国の国内法の基本原則に従っ て必要な措置をとる」と規定されています。これは、国内法の基本原則をまず第一にしながら可能 な範囲で対応していけば良いという事になっていて、この条約から必ず共謀罪を成立させなければ ならないというように読むことは出来ないとされています。この条約では組織的犯罪集団の行う重 要な犯罪について、できるだけ未遂以前の段階で処罰できる制度を整備するという事を求めている ものではありますが、国内法の原則を変えるという事までは求められていない事から言いますと、 先ほど冒頭でもご紹介させていただいています罪刑法定主義という中で、又、明確性の原則、罪刑 の均衡といったものの中で、今の日本の刑法が定められているという事から照らし合わせてみます と、そういった枠組みを変えてまで共謀罪を作らなければならない必要性があるのかというと、非 常に疑問だという事が言えます。また今、テロ対策立法として共謀罪が必要だと言われていますけ れども、すでに日本は13のテロ防止関連条約すべてについて批准しています。ですから一定のテロ 対策のための措置はとっているという事が言えるだろうと思います。また、必要があればここに例 示したような銃刀法、殺人予備罪などこういったもので対応が十分に可能だと思いますし、サリン 等人身被害防止法の予備罪、ハイジャック防止等の予備罪、また電子計算機業務妨害罪も予備罪の 新設することで対応の可能性が出てくるだろうと思うところです。こういった一つ一つの想定され る犯罪類型に対応した形で、共謀罪が本当に必要なのかどうかという事が本来十分に議論をされて いかなければならないだろうと思います。ところが今 277 の犯罪について共謀罪を作るという事を 言っているところで、本当に 277 もの犯罪に、この例外の例外の例外に当たるような共謀罪を作ら なければいけないのかという点については十分な説明がなされていないのではないかと思います。 今国会の審議の中で話題になっていた事の一つに、保安林でのキノコ狩りが森林法違反になり、こ れが対象犯罪に含まれている状況です。対象犯罪の選択においては組織的犯罪集団が現実的に行う 犯罪を選んでいると言いますが、本当にそういうことがテロ対策の上で必要になるのか、という事 は非常に疑問が大きいのではないかと思います。ちなみに暴力団の資金源とされている「ナマコの 密漁」は、これは漁業法違反という事になりますが、これは対象犯罪に含まれていません。ですか ら、どういった事をそういった組織犯罪というものを防ぐために一つ一つの犯罪を選んでいるのか

という点については、極めて疑問があると言えるのではないかと思っています。

それでは次に、今制定されようとしている共謀罪の具体的な要件について見ていきたいと思いま す。冒頭申し上げましたが犯罪を定めるにあたっては明確性の原則というものが必要になるわけで す。今制定されようとしている共謀罪の構成要件には、明確性があるのかどうかという点について 見ていきたいと思います。大まかにこの①~④が要件として考えられている事ですが、まず、犯罪 主体として重大な犯罪の実行を目的とする組織的犯罪集団で、団体の活動として、組織により、重 大な犯罪を実行すること。②具体的現実的な合意をすること。③合意に加えて、当該犯罪の実行の 準備行為が行われること。④「自首」した者は、処罰されない、という事も入っています。では、 この主体の限定という事で①~④までのように一応限定をかけたと言われていますが、この組織的 犯罪集団というのが果たして限定されているのかというところは大きな議論になっているところで す。政府は、テロリズム集団、その他の組織的犯罪集団が共謀罪の対象であって、一般市民は対象 ではないと説明をしています。ただ、テロリズム集団の定義はなされておらず、組織的犯罪集団の 定義も曖昧な状況です。「正当に活動する団体が犯罪団体に一変した場合は処罰対象になり得る」と いう事が法務省の見解で述べられており、実際に政府は一般市民の団体であっても活動内容によっ ては組織的犯罪集団となる等説明していることもありまして、組織的犯罪集団となる基準が曖昧で あるという事が明らかだと思います。そうしますと、捜査機関の恣意的な判断によって一般市民に よる団体が共謀罪の捜査対象になるという危険性が十分にあるという事が非常に懸念されていると ころです。結局のところ、この構成要件一つ一つに該当するのか、というところについての捜査の 着手をしていく、捜査の端緒としては警察とか検察が動き出すという事になるわけで、そこでこの 組織的犯罪集団にあたるのかどうかというところが明確ではないという事になると、警察の恣意的 な判断で、これはもしかすると組織的犯罪集団かもしれないという事で捜査が開始されてしまう。 そうすると一般市民の、今まで何も問題になっていなかったはずの普通の団体での色々な活動も、 もしかすると組織的犯罪集団なのかもしれないというように恣意的に判断をされてしまうと、一つ 一つの団体が捜査対象になるという危険性が十分にあるということが言われています。公安調査庁 の捜査対象として、一部の労働組合、労働争議支援団体、反戦運動、反基地運動などこういった色々 な運動をする活動団体ですとか、自由法曹団、日本国民救援会、こういった団体についても情報収 集を行っていると報じられていました。そうすると、こういった団体についても今後捜査という形 で、色々な形での調査がなされてしまう危険というのが十分にあるのではないかというところが懸 念されているところです。

二つ目ですが、共謀・合意・計画の成立をどのように認定するのか、というところも明確性の原則との関係では非常に問題が多いとされています。②の具体的現実的合意をする事となっていますけれども、目配せをしているような状況ですとか書き込みに対しては「いいね!」という事だけで賛同したと認定されて、それが共謀・合意の成立という事になりかねない事になります。ちょっとその時の気分とかノリで「いいね!」と押したことが、それが共謀だと捉えられかねないということでも、危険なことではない今日常的に行っている色々な行為が犯罪行為にあたりかねない、そんな点でも非常に問題があると言われています。政府は①~④の構成要件の中で③の「合意に加えて

犯罪の実行の準備行為が行われる事」これも要件になっているので、一定制限がかけられているの だと言われていましたけれども、ただこの準備行為というものの概念も極めて不定形なもので、明 確なものとは言えないという事が指摘されています。日常生活との峻別が不能ではないかという事 で、例えば、どこかで散歩していたという事と現地の下見という行為は外形的には同じ行為となり 得るのですが、それが捜査機関の側からそれは下見だったに違いない、共謀になり得るような事が あったという事にされかねないという意味では、日常生活との峻別は非常に困難ではないかと言わ れています。また、資金が必要という事で預金の引き出しと資金の準備、外形的には同じ行為でも 何らかの共謀があったのではないかと色付けされてしまうと、それが準備行為だとなりかねないと いう事で、この準備行為を処罰の要件としても、犯罪の成立範囲を制限すると言えないのではない かという事も指摘されているところです。④の自首したものは処罰をされないというような事も言 われているわけですが、これもやはり問題があると言われているところで、共謀罪法案では自首を した場合、刑の減免がなされるという事になりますと、密告が推奨されるという事になります。そ してこれが悪用された場合、政府にとっては都合の良くない市民団体に捜査機関がスパイを送り込 んで何らかの犯罪を持ちかけたり、そして会話を録音して警察に届けるという事になると、捜査機 関や政府によって多くの人が罪に陥れられるという事もあり得るのではないかという事も懸念され ています。政府としては、何らかの圧力をかけたいと思うような市民団体にスパイを送り込んで、 そして共謀になり得るような話を持ち掛けて盛り上がった、その後にスパイとして持ちかけた人は 自首をしてその人は減免される。話をした、それが共謀罪に該当するという事になりかねないとい う事が心配されている事になります。こんなスパイ活動やおとり捜査のような事が実際になされる のかというと、北海道でも先日、警官が外国人に違法なおとり捜査を行った。拳銃所持の罪に陥ら せて服役させたのち、再審では無罪になったというような例もあります。実際にそういったことが 起きているという事がこのように明るみに出ていることで、狙われてしまうとでっち上げというか 本来そういうことがなかった団体でも共謀罪の対象になるという事が心配だと言われているところ です。

どういったことが心配されるのかという事について見ていきたいと思います。一つは刑法の体系自体が崩れていくという事です。そうなってしまうと刑法の保障的機能の低下という事、今まで許されていなかった内心の処罰という事も広く行われていくという危険があります。今、277 の罪に共謀罪ができてしまうと、既遂の前の未遂罪の規定もないようなそんな犯罪までも、まず共謀罪の対象になるというようないびつな構造ができてしまうという事が言えます。横領罪、傷害罪なども、今対象になっているわけですが、予備、未遂といったもっと共謀よりも外観上危険な行為と言えるようなところについては処罰の対象ではなく、共謀罪の方が先に処罰の対象となるという事になってくると、今までの刑法の考え方とは大きく食い違った法律になってしまうという事が言えると思います。また、「一般の方々が対象になることはありません」って本当と書いてありますが、先ほどからお話をしています通り、組織的犯罪集団というのが明確ではない以上、ある日突然、あなたたちが所属している集団は犯罪集団ですと言われかねないというところもあって、実際に捕まえられた場合、捜査機関の方で組織的犯罪集団だと認定される可能性もあって、そうすると一般の方々が対象にならないという事はあり得ない、そんなことは言い切れないのではないかと思っています。

そうすると市民活動に参加する人たちは常時監視下に置かれて、組織的犯罪集団か否かというところも捜査や監視の対象になってくるという可能性が十分にあり得るという事が懸念されています。そうしますと、市民活動、労働活動への影響が心配になってくるわけで、反基地、反原発の座り込み活動は、これは組織的威力妨害罪ととらえられるという事になると、こういった活動をしようという事で座り込みをするためのゴザを買いに行った、これが準備行為になるという事で実際にそういう活動をする前から処罰の対象になってくるという事もあり得ますし、そういったことが処罰の対象となるという事だとすると、そういった座り込み活動をしようと考えていそうな団体、そういう事をした事があるところに事前に捜査をして、その動きを当局が把握をしようという事で監視下に置かれるという事が懸念されるところです。また、労働組合が団体交渉の前に、社長の譲歩が得られるまでは徹夜も辞さない、手厳しい団交をやろうと決めるという事が、組織的強要の共謀罪が成立するという事にもなりかねないという事が言われています。私も労働組合の方たちと付き合いもあって、元気な方々は実際に監禁と言われるような事をやって捕まった事もあるといった武勇伝を聞かせていただいた事もありましたけれども、そこまで至らなくてもこういった話をしただけでも対象になり得るという事になってしまうと、組合活動の中で対等な交渉をやっていこうというような色々な工夫も、こういった監視の対象になるという事が懸念されています。

また、例えばこんなものも対象になるという事をご紹介させていただこうと思います。例えばP TAで給食費の無償化を実現するため、議員にみんなでFAXを送ろうという事になりました。こ れは組織的偽計業務妨害という共謀罪になるのではないかという事も、言おうと思えば該当しうる という可能性があります。また、新聞社が社内会議で汚職疑惑の政治家に対し、行く手を実力で拒 んででもコメントを取ろうという事を話しました。これも組織強要の共謀罪になりかねない、また、 サークルで大学生がお金を出し合って高価な専門書を一冊買ってコピーして、コピー代金+ $\alpha$ くら いの値段で販売しようと話した、これは著作権違反の共謀罪という事にもなりかねません。また、 アパレル会社の会議の中で、ライバル社の売れ筋のブランド物のジャケットと類似のジャケットを 販売しようと話し合いをしました。これは商標法の違反の共謀罪という事になってきます。実際に その行動をとればそれはもちろん問題になってくるという事になるわけですが、色々な事を考えた り、色々な事を話し合っている中で、競合する会社に勝とうといった時にこういった事を話をする という事は、あり得る話だろうと思いますし、著作権法違反についても色々なことを考えている中 で、提案をして盛り上がっていくという事はあり得ると思います。そういった事を計画していくう ちにやはりやめよう、これは処罰の対象になるかもしれないからと言って、実際の行動に移さない という事が往々にしてある中で、実際の行動に移らなくてもその準備行為を誰かがしたと言った段 階で、その大学生、会社の人たち、そういったところですでに共謀罪が成立しているという事もや ろうと思えばできてしまう。そうすると真の意味でこれを処罰の対象としたいかどうか、と言えば そんなことはあり得ないと思うのですが、その団体が政府にとって不都合な活動をしているとか思 われてしまっている団体だった時に、捜査をして逮捕、最終的には逮捕されて数日で釈放という事 だと思いますが、逮捕されること自体が精神的にも肉体的にも経済的にも色々な意味で不利益を及 ぼすという事になりかねないわけで、そういった国家権力の発動が明確な基準がない中で発動でき てしまう、そんな法律を今作ろうとしている事は非常に危険性が高いと思っています。

4ページ目ですが、そういった共謀罪ができていく中で恐ろしいことは、監視社会が完成していく ことが挙げられます。いくつかの法律との兼ね合いで見ても、着々と監視されてしまっている社会 ができているのが実態だと言えると思っていて、まず通信傍受法があります。組織性が疑われるこ ういった犯罪について傍受令状を取って、今は改正された通信傍受法の下ではNTT職員の立会な しで傍受が可能になっていたり、全通信を暗号化して捜査機関に設置された特定装置に電送する方 式が導入されているという事で、人的コストが削減されて、盗聴の操作が爆発的に拡大することが 危惧されているところです。聞くところによれば、実際こういった捜査の令状請求がなされたもの についてはほとんど通っていて、令状が発令され通信傍受という捜査が行われていると言われてい ます。これによって会話などが捜査機関の方で傍受できてしまっているという状況にあります。こ のように令状を取っていなくても、今問題となっているのがGPS捜査について報道でも上がって いましたけれども、先日最高裁での判断も出ていましたが、連続窃盗犯という事で、被告人、その 知人など含めて合計 19 台の車に本人の承諾なく、令状もなくGPSを付けて、一定程度所在の確認 をするという捜査が行われていたという事が明らかになりました。これも極めて個人のプライバシ 一を侵害する捜査方法だという事で問題視され、憲法で定められている捜索差し押さえ、個人の住 居などについて無断で捜査を受けないという権利が規定されているわけですが、憲法にも違反する 捜査だったという事が判断されています。それは一つの氷山の一角だろうと思っていまして、捜査 の側は通信技術だとか電子的なものが発達している中で、色々な捜査手法というものがなされてい ると思います。ただ、それについての法的な規制とか法制度が追いついていない中で、今回のGP Sについても令状もなく任意捜査が捜査機関でなされてしまっていたという事について、警鐘が鳴 らされたという状況にあるわけです。これから共謀罪ができてくれば、当然その人の行動、傍受内 容、メールの内容について見ていかなければ、共謀の事実、準備行為については捜査できる状況に ないという事が言えると思います。そうすると、今の色々な捜査技術が発達していますけれども、 こういった事を駆使して捜査が行われていくと思いますが、その捜査手段に対してまだ法規制がき ちんとなされていない部分があるという状況で、今共謀罪ができてしまうと、これから法規制がな い中での捜査というのが行われてしまうという意味でも、まずはきちんとした捜査手法も含めた法 整備がなされて、どういった形で捜査を進めていくのかという土台ができた上で、共謀罪というも のについても丁寧に議論がされていくべきだろうと思うのですが、そういったところもまだまだ不 十分な状況にあるだろうという事が言えると思っています。

また、特定秘密保護法についても多くの批判がある中で成立してしまっているわけですけれども、これも当時色々な問題点が言われており、今もまさに問題な状況が続いているところですが、特定秘密というものに指定された防衛、外交などについての情報について、国民が見る事が出来ないという状況になっています。秘密にされる期間についても非常に長いというところも問題になっています。一応原則 5 年間は秘密の指定となっていますが、その後必要であれば 30 年間延長が可能という事になっています。さらに必要性を内閣が承認すると、最大 60 年までの延長が可能。さらにそれ以上での延長が可能の場合もあるという規定になっていて、そうすると国の側で特定秘密と指定されたものについて、全く国民の目に触れない状況ができてしまっている。そうすると私たちは、何

をなされているのかという事についても知ることができないとなると、批判をする事もできない。 そういう意味で知る権利を大幅に制限する事になってしまったのがこの特定秘密保護法だと思いま す。そしてさらに、共謀罪というもので色々な行動の自由、場合によっては内心の自由といったと ころにまで踏み込んでこられるという事になってしまうと、特定秘密保護法で市民の耳目を塞ぎ、 デジタル捜査によって通信・言論の自由の口を塞ぐことになる。さらには共謀罪で内心と行動を抑 制するという事に繋がっていくかと思います。そこから生まれるのは「危ないことには近づかない」 そういった抑制的な心理が働いてしまって、思考停止状態に陥ってしまうという事が心配される事 だと思います。そういった市民像が生まれてしまうのではないか、行動しなければ、行動すれば何 らかの形で監視されるかも。発言をすればそれ自体が処罰の対象になるかもしれない。そういった 社会になってしまえば、私たちが築いている民主主義という社会とは真っ向から対立する社会にな ってしまうと思います。戦前臣民は思考停止状態に置かれ無謀な戦争を止めることが出来なかった ように、今、市民にとって不都合な、ただ、政治をする為政者にとっては大変都合の良い、そんな 体制が出来上がってしまうという事が言えると思っています。この共謀罪についてまだまだ十分伝 わっていなかったりというところもあるかと思いますので、この問題点については多くの人と共有 しながら、こんな社会にしてはいけないという活動につなげていって、絶対にこれは成立させない という事を誓って今日のお話はまず終わらせていただいて、これから浅野先生との対談という事に 移らせていただきたいと思います。最後までご清聴いただきありがとうございました。

## < 対 談 >

浅野:こんばんわ。札幌大学の浅野でございます。私、毎回ここでお話をさせていただいているのですが、言い訳ですが、学生時代必修で憲法の授業は情報収集能力で単位をとった口なのですが、全く刑法、民法、法とつく科目は一切取っていなかったので、刑法というのはこういう原則があるんだという事を初めて知ったという事で本当に勉強になりました。ありがとうございました。それで、そんな人間ですので、これからも極めてトンチンカンな事ばかりお伺いする事になるかもしれませんが、お許し願えればと思う次第です。今日のお話の冒頭で、共謀罪はこれまで三度も提案され廃案になってきたというお話があったのですが、これは素朴な疑問ですが、そんな廃案にまでなってきたものがどうして今回はここまで行っているのか。本質は、私は変わっていないと思うのですが、何故ここまで来たのかという事についてちょっと口火でお伺いしたいと思います。

上田:やはり安倍一強の政治状況なのかなと思います。今まではいくら与党自民党といっても、内部でこれは問題があるとブレーキがかかったりということができたと思いますが、今議論をしていて問題点が多々出ていて、国会の答弁を聞いていてもおかしいと思うことがいっぱいあると思うのですが、それを無視してでも突っ切って行けてしまう、そういう政治状況がここまでの状況になってしまっているのかなと思っているところなのと、あともう一つにはテロというものについて恐怖心をあおられる報道も多く、実際世界各地で起こってしまっているのですが、そうしたテロ対策なんだという事になった時に、やっぱりテロが防げるのであればそういう法律制度を設けようという方向に今なりやすい、そういった切り口からこの立法の必要性という事が言われているという事も、一つにはここまで進んでしまっている理由なのかなと思います。

浅野:今のお話ですが、テロというもので恐怖心をあおっているというお話があったのですが、私は、まさに今回の改正案というのはテロというものを表側において、一種テロという名でメッキをして本当の顔を隠している、それが今回の改正案のような気がします。私はよく本当の顔という言葉を最近使うのですが、安倍さんが第二次内閣になってから安倍さんの本当の顔を見る必要があるという事をよく言うのですが、どうも本当の顔ではなくうわべの部分だけで、例えばアベノミクスと、経済が良くなるのかとそこばかりでこうなって、安倍さんの本心の部分がどうも見えていないという気がしています。これは道政でもそうで、知事に対しても彼女の本当の顔をよく見ないとだめだという事を常々言っていますが、これはちょっとさておきまして、これは私たちの中で想像力がだんだん欠如してきているのかなという気がします。ですから今日のお話もちょっと想像していくと、今回の法律ができる事によってどれだけ恐ろしい事になるのかという事が分かると思いますけれども、どうもそういう想像していく力が弱っているのか、それともそうさせられているのか、こういう私の考え方をどう思われますでしょうか。

上田:まさに想像力というのはとても大事だろうと思います。共謀罪のお話で、先ほどPTAや大 学のサークルでもこういう事があるかもしれないという事をお話させていただきましたが、共謀罪 はちょっと縁遠いという印象が持たれると思いますが、色々説明を聞いたり、内実を知っていくと、 実は自分の身近なところでも、また、自分も対象になってくるかもしれないという事が分かってく るのですが、なかなかそこまで思い至らないだろうという事があるだろうと思います。実は、あち こちで私はこのお話をさせていただいているのですが、高校の授業の機会があった時に、監視カメ ラを街に設置するということについて、それが賛成か反対かという議論をしてもらうという授業を しました。それは一つの設例を作って行いました。それは、非常に犯罪が多い都市に住んでいたと します。日常的に強盗や窃盗が起きていた。こんなところで監視カメラを設置したほうが良いので はないかという政策を市長が出した。カメラは高性能で、街中の95%位を見ることができて全部記 録に残る。犯罪についてはそれで完全に防ぐことができると思う。ただ、それだけ性能が良いので 自宅の中も監視されてしまうかもしれないけれども、これがあれば犯罪防止に万全なのでぜひ設置 しましょう、これについて賛成ですか反対ですかと聞きました。その時、一人疑問を持っていた子 がいましたがほぼ全員監視カメラがある街の方が安全だという話をしていました。一人疑問を持っ た子は、部屋の中までを見られたら困る、部屋で裸でいるところを映されると困るというような話 をしたら、他の学生から見られて困るようなことがあるのかと言われ、困ることはない、といった 話になり、結局みんな監視カメラがあっても良い、監視されて困ることはない。そうなるとプライ バシーを保護してもらいたい、監視されない社会、監視されないという事が自分のアイデンティテ ィにとって重要な事だという事を想像してもらうというのはなかなか難しいという事を実感しまし た。その後に、学校に場面を移してその子たちが通っている学校でも同じような状況になって、例 えば学校でスリが多発しているとか、窃盗が起きているというような場合に、監視カメラを設置す るという事を学校側が提案して、カメラを設置するという事になったら、その事について皆さんは 賛成しますか、反対しますかと確認しました。するとそこでもやっぱり犯罪は防げた方が良いので 設置してもらいたいという声が多かったのですが、その後、そこの担任の先生に成績を付けたりす

る時に監視カメラがあったら便利でしょうかと話を振ったら、学生たちの顔色が変わって、例えば 携帯電話が禁止されているところでこっそり使ってしまったとか、日ごろの行動を先生たちに逐一 見られるという事になるとそれはやっぱり嫌だという声が多くなりました。これは犯罪が起きた時 に警察に提供するという範囲で、そういうルールを設けて監視カメラを設置するという事を同意す るという意見が上がってきました。その時、学生はやはり学校が社会で、その中で恐ろしいのは先 生なんだと思ったわけです。警察が恣意的な捜査をするだとか悪い人ではない人を捕まえるかもし れない。そういったことに対する想像、イメージができない、なかなかイメージすることが難しい という事を感じたところでした。その中で、警察の人でも間違った逮捕をする事があるのではない かという事や、軽犯罪法という法律の中では道ばたで唾を吐いたりという事も一応犯罪になります。 そういう事も一応捜査をして処分するという事も可能性としてあるという話をしていくと、だんだ ん、自分もサッカーをしていて唾を吐いたりする事があるという子もいて、そうなるとちょっとず つ具体的にイメージすることができて、やっぱり監視されていく社会の息苦しさ、それがテロ対策 とか犯罪の予防、そういった事でプライバシーを売ってしまう、侵害される状態に置かれるという 事は生活がしやすい社会なのか、そういう事について考えが深まっていったのかなと思いますが、 それがやはり具体的に考えて行ったりとかできないと、自分は対象ではない、監視されても困る事 はないという事になってしまうと、イメージをつかんでこういったものの危険性という事に気が付 くのは難しいところがあるのかなと感じたところです。

浅野:ありがとうございます。今のお話を伺っていてふと思ったのが、よく自然災害の時に正常化の偏見とか、正常化バイアスという事が言われます。どこかで地震が起こった。でも、それはそこで起こったことで私のところでは起こらない、大丈夫。まったくこれは根拠のない発想です。これは想像力ではないと思いますが、まさに今回の犯罪のお話でも、あの人は捕まるけれども私は大丈夫、そんな恐れはないと思っている。それが、私は大丈夫思っているけれども、実は大丈夫ではないというのが今回のこの法案の本質だと思うのですが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

上田: まず犯罪に引っかかってしまう行為というのが日常生活でも起きてしまうというところが危険だという事と、もう一つは本当の顔と裏の顔と浅野先生がおっしゃってくださったことですが、本当に捜査をしなければならない事なのかという判断というのが、警察の側、政府の側の匙加減一つというと言い過ぎかもしれませんが、いかようにでも捜査の対象となる、又、合法的にできるという事になると、今までも秘密裏に監視されている事というのは多々あるのですけれども、もっとそれがなされていくと、政府にとって都合の悪い色々な活動をしている事に対して口を塞ぐという事になりかねないという点が、一番懸念される事だと思っています。

浅野:となると今ここにおられる大多数の方々は口を塞がれるという事になるわけですね。私もいの一番に口を塞がれるのかもしれませんけれども。そういう意味では本当に自由がどんどん奪われる事になっていく、そういう意味ではまさに憲法違反だと思います。そう考えると実に熱心に実現したいと思っている安倍さんはたしか法学部出身だと思いますが、刑法の授業を取っていなかったからこういう事が分からないのでしょうか。こんな事を伺って申し訳ありませんが。

上田:私も憲法の議論の時でも、憲法を勉強されてきたのかなと思う事があって、立憲主義とは何かという事については、大原則として押さえなければいけないところが無視されていますし、刑法についての理念についても、そこを守ろうと思うと、こういう議論の持って行き方にはならないだろうと思いますから、やっぱり乱暴な議論だと言わざるを得ないのかなと思っています。

浅野:本当にそうですね。確か安倍さんは大学の時は地方自治のゼミだったと思いますが、沖縄の辺野古の問題を見ても、全く地方自治を勉強されていなかったのかなと私は個人的に思うわけですけれども。そう考えていきますと、80年代の中曽根内閣の時も色々問題があったと思いますが、実は今はもっと日本社会はひどくなっていると思います。安倍一強という話が先ほどもありましたが、自民党の中でもブレーキをかけようという勢力がないという事でしたが、ひどくなっている原因が、私たち一人ひとりの中でも、何かこういうところが問題があるとお考えでしょうか。

上田: どうしてこんなにブレーキがかからないのかなという事は常々疑問に思っていて、腹立たしい思いでいっぱいというところなのですが、色々な原因があると思うので一概には言えないところですが、最近気になる事の一つとして、マスコミの報道の在り方だとか、インターネットが発達して自由に情報が見れて、実際にネット上にあふれている色々な情報は、精査された形で流れているのか、匿名性だったり、多くの人の目に触れる事はなかっただろうと思う言論が容易に入手できる。それはもちろん一方で民主主義を作る上で大事な事でもあるのですが、色々な情報があふれている中で、本来知っておいてもらいたい事についてなかなか届きにくい状況になっているという事もあるのかなと思うところです。分析しきれないところでもありますが、もっともっと声が上がってしかるべきと思うのですが、ちょっと運動として盛り上がり切れていないのかなというところでしょうか。

浅野:今、マスコミでの報道の在り方というお話があってふと思ったのですが、世論調査などでも 共謀罪の内容が分かってきたというパーセンテージを見ても増えてきたというところですが、本質 の部分がわかって増えているのかという事が疑問で、テロ=危ない、これは成立させないといけない というのが多いのかなと思っていまして、それは政府がこれまで本当に丁寧な説明を一切やってい ないと私は思っています。まさに政府の思惑通り、私たち一人ひとりが踊らされてしまっている。 そういう感じがしてならないのです。本来政治の主役である私たちには、きちんと情報を開示して 伝えるのは当然の義務ですが、それがなされていない。私はよく授業で好ましい政治や行政を実現 させるにはTAPEが必要だといっています。それは、Tは透明性のTransparency、

AはAcountability、説明責任です。PはParticipation、国民参加・市民参加、EはEquity、公平性というのですが、まさに今回の議論、あるいは安保法制の時もそうですが、常に安倍政権のやり方というものはTAPE、透明性もなければ説明責任もなく市民参加もなく、市民は運動しているけれども、これを排除しようとしているという意味でこれもない、更に公平性という発想は全くない。えこひいきそのものだと思います。安倍さん自身、人権感覚というところでも非常に希薄な感じだと思いますが、安倍さん自身に対してどのような印象を持っていますか。漠然とした質問で

すが。

上田:皆さんも腹立たしい思いで国会答弁等を聞かれていると思いますが、やはりいくら質問をし てもそれに対してきちんとした説明、説明責任を果たしているとは思えないような説明の仕方で、 それが答えられないという事は、そこはもう一度法案についても持ち帰って検討しなければいけな い課題だと受け止めなければならないはずなのに、まやかしのような形でごまかして色々な問題に ついて見えたのに見えないふりをしている、そういう状況になってしまっているように感じていま す。先日、国連特別報告者のジョセフ・ケナタッチさんが、書簡を当てたと報道されていたと思い ますが、それについても今日お話されている色々な問題点について議論をすべきではないか、プラ イバシー権の保護などについての保障の仕方についての規定がなされないまま法案ができてしまっ ているという事で、そこの見直しを図るべきだという事が言われているのですが、それに対しても ただただ抗議をして説明は全くしない。それは、本来であればその批判に対して対案や説明など議 論をする中で、より良いものを作っていくという事が民主主義の考え方であるにもかかわらず、問 題点が出されればそれは単なる抗議をするだけで答えようとしないというのはあるべき姿ではない だろうと思っています。こんなに立法事実として、越境組織犯罪防止条約を遵守すると言っていま すけれども、その国連の人権理事会が選任した専門家がそういった形で意見をしている、それはつ まり国際人権規約とかそういった事の中からプライバシー権など保障しなければならない、そうい った事に基づいて発言をされているにもかかわらず、そちらは無視して、越境組織犯罪防止条約を 盾にしてこの共謀罪を進めようというのは本当に良いとこどりというか、自分が進めたい事で使え るものだけ使って、矛盾している整合性のない態度だと思います。色々な事を進めていくにあたっ ては、もちろん批判が出たり議論は出ます。それに対して議論をするのが国会の場であるにもかか わらず、逃げてしまっているとしか見えない、非常に問題があるのではないかと思っているところ です。

浅野:私は安倍さんのことを「無知の人」だと言っています。知識がないという事なのですが、最近は知は恥の恥、恥のない人と書いた「無恥の人」だと思います。同時にこの前、安倍さんはある劇作家が書いたツイッターで、「朝日新聞は言論テロである」というところで「いいね!」を押したという事ですが、やはり一国の総理大臣が新聞社を言論テロであるというものに「いいね!」を押した、これは品格がないと思います。そう考えると最近の政治家は品格がない人が非常に多い。その最たるものが安倍晋三という人だと思います。この品格がないというのは国会の発言もそうですが、権力を握っている人はその権力は抑制的に使わなければならないと思いますが、全くそういうところがない。寛容の精神も全くない。自分と意見が違う人はとにかく排除していくという論理しかない。それでも選挙で勝てばいいのであって、自分とは違う人に入っている票があるという事をあの人はまったく分かっていない。果たしてそういう人が政治のトップであるという事は、私たちにとっては悲劇である以外何物でもないと思います。あの人は、それはリーダーシップなんだとおっしゃるかもしれません。指導力のリーダーシップとおっしゃるのかもしれませんが、私はあの人がやっていることは独裁力のディクテイターシップでしかないと思うのですが、どうも安倍さんは勘違いというところがあって、この共謀罪も、狂暴罪だとよく授業で言いますが、まさにこれは本

当に数の暴挙でこういう犯罪行為を正当化しようとしている。そして、正常ではありえないような、 異常とも思えるような事をやっていこうとしている。どうも何かおかしい。今回の加計学園の問題 にしても、あれはなかった事にしようと首相官邸でみんなで話している、それこそ共謀罪だと思い ます。どうも自分に甘く人には厳しい。私もそういうところがありますが、安倍さんは本当にすご い人だという事を改めて認識したということです。一点だけ伺いたいことがありますが、レジュメ の4ページ「おそろしいのは監視社会の完成」というところで、通信傍受法など最高裁でのGPS など法的な規制が追いついていないというお話があったのですが、これは法的な規制が追いついて いないのか、わざと追い付かせていないのか、どうお考えでしょうか。私はわざとなのかなと思っ てお話を伺っていたのですが。

上田:今までも犯罪捜査についてどこまで令状が必要なのか、つまり裁判所の判断があってできるものなのか、それとも任意捜査としてやれる事なのかというところについての境目は、色々と問題になってきたという事はありますが、GPS捜査については当初していないという事を警察は言っていたようなので、こういった捜査手法についても秘密にされていて、なかなか公になっていなかったという事から言うと、法制化して毎回令状を取るという事は大変ですから、そうならない形で進んできていると思う所で、捜査側としては法制化されるという事は好ましくないという事なのではないかと思っています。なので、作ってこなかったというか、あまり問題になるような形にしてこなかったというのが実態なのかなと思いますが、この様にキチンと明るみに出て行けば最高裁でもこれはプライバシーの侵害だと判断されているわけで、こういったものに照らして今の捜査手法がどこまで令状なくしてやれるものなのかどうかという事については厳密に考えていってほしいと思っています。

|浅野:そろそろお時間のようですが、何か言い残したことがありましたら…。

上田:色々お話をさせていただき、言いたいことはほぼ言い尽くしたところですが、今衆議院も通過して、これだけ加計学園のことも含めて色々な事が問題になっているにもかかわらず、今国会で成立させようという動きが止まらないという事は、本当に悔しくてならないと思っていますが、ただまだ成立はしていませんし、何とかこの問題についてみんなで阻止する活動を続けて行けたらと思っています。6月6日には弁護士会でもパレードをしようという動きも上がっていて何とか最後までこの反対の動きは続けていきたいと思っていますし、阻止するという事を目指していきたいと思います。皆さんと一緒に運動を作っていければと思っています。今日は本当にありがとうございました。

浅野:ありがとうございます。ですからこの共謀罪の問題、これを阻止するという事と、それ以外の事も、私たちはもっと敏感になって阻止していかなければならない。そして最大の阻止、それは選挙で自民党を勝たせない事が一番大きいと個人的には思っていますけれども、そういうことを常日頃意識していくという事が、これから求められるのかなという事を今日は感じました。今日は本当にどうもありがとうございました。